

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 神戸市灘区都通3丁目3番16号		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年9月29日					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ケンコーマヨネーズ株式会社 代表取締役 炭井孝志 電話 - -							
主たる業種	食品製造業	細分類番号	0 9 9 6				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	生産設備の省エネルギー化の改造を行うことで、原単位3%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長を長とするエネルギー削減委員会を設置し、定例で実施計画を策定、進捗管理を実施。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,291.1 トン	5,238.1 トン	5,185.7 トン	5,133.8 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,291.1 トン	5,238.1 トン	5,185.7 トン	5,133.8 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	基準年度から前年対比1%とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	生産工場	事業活動に伴う排出の量 (総生産数量)	33.30	33.00	32.60	32.30	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ法に関連して経産省告示による事業者の判断基準として原単位年1%の削減努力目標値があるため、中長期計画書に沿う形で年平均1%と設定した。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	4.0 t-CO ₂	95.0 t-CO ₂	104.0 t-CO ₂	104.0 t-CO ₂			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	諸条件の見直しによる無駄なエネルギー使用量の削減					
	(24)年度	電力使用設備へのインバーター改造推進					
	(25)年度	大口需要設備の見直しによる無駄なエネルギー使用量の削減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーDAYの推進					
	上記の措置を採用する理由	各個人のCO2排出量の自粛					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし。						
特記事項	基準年度として平成22年度値を採用したのは、最新の設備状況を反映している直近年度の排出量を基準値として削減計画を策定することが最も合理的と考えたためである。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基礎である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。